

京都市告示第117号

令和元年8月1日京都市告示第266号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和2年5月15日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人 J-Blue Organization	京都市東山区大和大路通四 条下る四丁目小松町153 番地1（105号）	当該法人の 主たる目的 である業務	令和元年6月21日 から令和6年6月2 0日までに支出され た寄附金

（行財政局税務部税制課）